

修	正	後
総務・企画常任委員会資料2 令和元年（2019年）5月24日 総務部 行政経営企画室		

内部統制に関する方針の策定について

1 策定の趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により都道府県および指定都市への導入が義務付けられた内部統制制度について、改正地方自治法第150条第1項の規定に基づき、その組織的な取組の方向性等を示すものとして方針を策定するもの。

2 地方公共団体における内部統制

住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別および評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保すること。

3 内部統制制度の導入に係るスケジュール（予定）

【令和元年度】

- | | |
|--------|---|
| 5月～10月 | 内部統制に関する方針（案）の検討
内部統制体制の整備の検討
（1）全庁的な体制の整備
（2）業務レベルのリスク対応策の整備
①リスクの評価
②リスク対応策の整備 |
| 11月以降 | 内部統制の試行
試行を踏まえた見直し等 |
| 3月 | 内部統制に関する方針の策定 |

【令和2年度】

- | | |
|----|-----------|
| 4月 | 内部統制制度の導入 |
|----|-----------|

4 内部統制評価報告書の議会への提出

内部統制の整備状況および運用状況について評価を行い、評価報告書を作成し、監査委員の意見を付けて議会に提出する。

（令和2年度を評価対象期間とした評価報告書を令和3年度に提出する。）

びわこボートレース場中期経営計画の策定について

1 趣旨

- 中期経営計画は、中期的な目標および方針を明らかにし、今後の当場の経営を安定的かつ継続的に実施していくための指針として位置づけている。
- びわこボートレース場は昭和27年の開設以来、約950億円を滋賀県一般会計に繰り出し、県民の社会福祉の増進、教育文化の発展、体育の振興等に寄与してきたところ。
- 平成27年3月に一般会計繰出金を確保することにより、県財政に貢献するという公営競技の使命を果たし続けるため、現行の中期経営計画（平成27年度～平成31年度）を策定し、びわこボートレース場の運営を行っているところである。
- 今回、中期経営計画の期間が満了することから、次期中期経営計画を策定する。
- なお、中期経営計画の策定にあたっては、外部有識者や業界関係者から助言を得るための検討会を設置する。

2 計画概要

- びわこボートの現状
- 現行経営計画の総括
- 目指すべき姿と中期目標
- 各種施策
売上向上策、起債の償還計画、効率的な開催運営方法、安全で快適な施設管理など
- 収支計画

3 策定スケジュール

- 5月 検討会設置、委員選定
- 6月 第1回検討会（現行計画総括、課題整理）
- 8月 第2回検討会（中期目標案提示）
- 11月 第3回検討会（収支計画案提示）
- 12月 常任委員会（中間報告）
- 2月 第4回検討会（最終案提示）
- 3月 常任委員会（最終案報告）

(参考) 検討会委員

区分	所属・役職	氏名
学識経験者	東京都市大学 教授	永江 総宜
公認会計士		
業界関係者	一般財団法人BORTRACE振興会 施行者総合支援部 部長	信田 一弥
業界関係者	一般財団法人日本モーターボート競走会 企画部 部長	川上 浩史
業界関係者	一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会 開催支援部 部長	錦辺 宏一
施行者	滋賀県総務部事業課長	小竹 茂夫